

京都チャレンジ・バイ福祉・医療関連商品・サービス導入促進補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業者等が製造・提供する優れた福祉・医療関係商品又は役務の販路拡大を促進し、ひいては当該商品を購入又は役務の提供を受ける福祉・医療現場でのサービス増進など府民福祉の向上を図るため、京都府新商品・サービス販売促進支援制度認定に係る商品又は役務（以下「チャレンジ・バイ認定商品等」という。）について、福祉、医療等の事業の用に供するために商品を購入する者又は役務の提供を受ける者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象商品等)

第3条 補助金の交付の対象となる商品又は役務（以下「補助対象商品等」という。）は、チャレンジ・バイ認定商品等のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）であって、府内に主たる事業所を有するものが自社商品として製造した最終商品又は自社が提供元となる役務であること。
 - (2) 補助対象者が、別表に掲げる事業に直接供する場合（間接事務等に供する場合を除く。）に商品を購入又は役務の提供を受け、府内の施設又は事業所で使用する商品又は提供を受ける役務であること。但し、第4条の事前相談後に初めて購入した商品又は提供を受けた役務であって、購入又は提供を受けた年度の3月31日までに支払を完了したものに限り。
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が前項第2号の事業に供するために通常購入する商品又は提供を受ける役務（以下「一般商品等」という。）の価格と前項の商品又は役務の価格（消費税及び地方消費税額を除く。）との差額とする。
- 3 補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額（100万円を上限とする。）とし、同一の補助対象商品等に対する補助総額は年度において100万円を上限とする。

(事前相談)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式により、補助対象商品の購入又は補助対象役務の提供を受ける前に知事に事前相談をするものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助対象商品の購入又は補助対象役務の提供を受けた後に知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第1号様式によるものとし、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第7条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第2号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、規則第19条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(商品又は役務の導入状況等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間、毎年4月15日までに補助事業の対象となった商品又は役務の導入状況について、別記第4号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年度分の補助金から適用する。

別表

事業区分	補助対象者
老人福祉事業（老人福祉法、介護保険法）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター等）及び有料老人ホームの開設者 ・京都府内に事業所を有する介護サービス事業者（指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者（訪問看護（訪問看護ステーション）、通所介護（デーサービスセンター）、通所リハ（デイケアセンター）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートケア）、福祉用具貸与、等）、指定居宅介護支援事業者（夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等）、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者等）
児童福祉事業（児童福祉法、認定子ども園法、学校教育法）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等）、認定子ども園及び幼稚園の開設者
婦人福祉事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の母子・父子福祉施設の開設者
障害者福祉事業（障害者総合支援法）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホームの開設者
その他の福祉事業（生活保護法等）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）の開設者等
医療業	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の病院、一般診療所、歯科診療所の開設者 ・京都府内に事業所を有し助産・看護、療術業及び医療附帯業を行う事業者
獣医業	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内に事業所を有し獣医業を行う事業者
研究・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内の高等教育機関の開設者又は研究教育者